

ヤングケアラー支援研究事業  
第3回事例検討会 議事メモ

日 時 2022年5月30日 13時30分～16時00分

参加者 助言者：齊藤真緒氏（立命館大学）、中村健治氏（北海道社協）  
児童家庭支援センター

栃木県	ちゅうりっぷ	片桐、定方
横浜市	みなと	福永、岩崎、山本
福井県	めぐみ	川田
	あわら	山本
	一陽	亀間、吉村、野尻、深尾
福岡県	SOS 子どもの村	松崎、西原
大分県	光の園	蜂須、葛城
	和	山本
	ゆずりは	井手
全国児童家庭支援センター協議会		橋本

(1) 第3回事例検討会 議事メモ、講義録の確認（前回の振り返り）

斎藤先生から今後の支援実践と検証事業のベースとなる貴重な講演をいただいた。チューリップ（栃木）からの実践報告では、食支援が継続するだけで良いのかという戸惑いがあることが報告されたが、「関係性を維持できるだけでも有用である。まずは食支援の継続が大事」といった意見が多く出された。

(2) 本事例検討会の新たなメンバー（助言者）について

奥山真紀子先生

※児童虐待にコミットする小児精神科医の第一人者。今回の横浜の事例が典型だが、本事例検討会ではメンタルに課題を抱えている家族ケースが過半を占めていることから、助言者を依頼したところ、7月以降2回に1回ぐらいの割合で参加していただけるとのこと。メンタルケアのあり方等についてアドバイスを戴きたい。

(3) 匿名性への配慮について（参考：JaSPCAN 演題登録関係資料より抜粋）

匿名性の配慮については、日本子ども虐待防止学会の演題登録の際の配布資料を参照いただきたい。匿名性を配慮したことについては必ず抄録の中に記載するようにとのこと。また記載例として、例えば年代で言うと、X+3年とか、X-2年という書き方が求められ、氏名についてはアルファベットイニシャルではなく、AとかBに。ただあまりに匿名性を意識し過ぎて、何が言いたいのか、何に困ってるか見えないのは困る。そのため本質はしっかり見える形で匿名性に配慮しながらということをお

願いたい。

(4) 中村健治先生の講義（ヤングケアラー支援実践講座）

「ヤングケアラーについて」

別紙のとおり

(5) 事例検討②

1. ケース概要

本児 16 歳、高校 2 年生。異父弟 10 歳小学 5 年生、実母 45 歳主婦。

義父 40 歳、会社員単身赴任中。

母は精神障害者手帳の 3 級を所持。メンタルクリニック通院中。

高校 2 年生の本児が相談相手となって、お母さんの相談相手となっている。家庭内で父親的役割を担っている現状もある。それゆえに本音を通しにくい状況にある。

ストレスが身体症状、発熱や嘔吐などに表れる傾向にあり、弟も母親に対して様々な思いを抱えているのではと推察されるケース。

2. 支援・活動の状況（アクション）

役所が、母の子供たちに対するネグレクトを把握し、当センターに支援依頼が来た。

母は抵抗なく来所。以後、定期的（月 1 回～2 回）な面接を継続。

ネグレクトに関しては改善傾向にあったが、本人の身体症状、発熱や嘔吐などに対しては、母の認識の薄さもあり医療に繋げることができていない。

母は自傷行為が複数回あり、子供たちだけで対応。本児は、母の事が心配で、学校を頻繁に休むようになる。また本来保護者が行う学校との連絡等も本児自身が担う。弟の学校の連絡等も母が担えない部分を本児が担っている。

定期的に関係機関カンファレンスを実施し、各機関の役割分担を明確にしている。児家センは定期的な面接、相談支援相談員による支援であったり、心理士による心理支援を月に 1 回から 2 回実施。

カンファレンスを通じて確認された各機関の支援を通じて、母子ともに落ち着いて、お母さんの自傷行為は見られなくなりました。また、本児の身体症状も落ち着きを見せ始めました。コロナ禍でもあり、顔を合わせる機会は減少したが、こちらから電話をかけたり、LINE を使って、世帯への関わりを保つよう心がけました。

支援開始から 4 年経過、母は比較的状态は安定。弟も学校生活や友人関係は良好。

しかし本児は、再び身体症状が表出し始めて、登校できていない状態。

昨年度から今年度にかけて、食支援を実施。母の調子が悪いときに子ども供たちだけで食事ができるよう、簡単なインスタント食品などを配っている。食育の大切さよりも、ここでは食事ができることを優先して配布。

<心理士からの「本児と母への心理支援の取り組み」に関する実践報告>

前任心理士より引き継いで約 6 か月。引き継いだ内容としては、児相と児家センとの合同面接。その場には、本児と母が児相に来所され児相担当 CW と私がお話を伺うものが一つ、もう一つが母の電話相談で不定期。合同面接についてはコロナ禍と

いうのもあり、実施が難しくなった。というのも母に基礎疾患があり、外に出ることに不安があるので、実際に顔を合わせて本児や母とやりとりをすることが難しくなった。合同面接で実際に顔を合わせて関係づくりをしていこうと思ったが、まずは母の電話相談からと思った。ただ前任心理士とは4年間の関係性があるので、まず新しい私に慣れて頂く必要があるが、相当2人にとっては負担が大きいか、また慣れ親しんだ前任心理士とお別れしてしまったことによる喪失感があるのではないかと思った。なので2人にとってご負担なく、まず私に慣れて頂くためにはどうしたらいいか考えた。

#### はじめの支援～入口～

まず前任心理士から引き継いだ母との電話相談というところで、母との関係性ができてから、本児に対しては遠い形ですけれどもお手紙という形を取らせて頂いた。なぜお手紙かと言うと、電話だと本児に電話に出てもらおうとうことはある意味本児に電話に出よう強いる形になってしまうので、ご負担が大きいかと思った。お手紙だと、本児が見たいときに見る、見たくない時は横に置いておくことができるので、その辺りは本児に任せようと思い、お手紙という手段を取らせて頂いた。

#### 関係づくりについて

そもそもなぜ関係づくりが大事かと言うと、まず気にかけてくれる他者の存在というのが本児にとって大事かと思った。母は精神的な部分の負担があるので、特に本児は父親が不在の中、母のそばにいて、何とか自分が母を支えなければという思いがあり、そういった部分が兄として、父代わりとして、という負担があると思った。ただそれをなかなか他者と共有ができないと思い、まずは気にかけてくれる他者というところで達成出来たらよいと思った。そうすることで自分は一人ではない、気にかけてくれる他者がいるんだなって思ってもらうことが達成出来たら、もちろんいろんな機関の人たちが関わってはいるけれど、もし困った時に、何か相談できる場所として、この人が相談しやすいなとなったら、選択肢の一つとして使って頂けたらというのがある。そういったところの目標を持って関わっている。

#### 具体的な支援：母

まず母へのアプローチは、だいたい月に2回程度、様子伺いのお電話でお話を伺う形になった。最初は私が何か声をかけても「はい」「はい」のお返事のみでしたけれど、回数を重ねるごとに、母からお子さんの話やご自身の話をされるようになった。細かい工夫としては、その時々頂いた内容を次の電話でこんな風におっしゃってましたね、といった形であるとか、話の中で前回の話の内容と重なることがあったら、前回の話を持ってきてお話を細々と、細い糸を紡ぐような形でお話をさせて頂いた。また母が出来ていると思われるところがあれば、例えばお子さんたちの話が結構多いので、お子さんが母にいろいろと話をされているのかというふうに思ったので<お子さんはお母さんにいろいろとお話をされているのですね。お子さんが話しやすいと思うからお話してくれているのですね>というふうに返したら、母は「そうなんですかね」とちょっとはにかむような笑い声が聞けたり、そういう形を取りながら少しずつだが母との関係を作ってきた。

具体的な支援：本児

その中で先ほどの本児へのお手紙の件ですけど、母に本児にお手紙でやりとりをさせて頂きたいとお伝えしたら、了承して頂けた。それで本児にお手紙をお出ししたのですけれど、中身としては、本児はある特定のゲームが好きだと言うのを聞いていたので、そのゲームをめちやくちや調べて、その内容に沿って＜こういうところを、こういうゲームでこう工夫してこういうふうに行っているのかな＞みたいな感じのお手紙の内容にした。母からの電話では「とっても喜んでいましたよ。調べてくれてありがとう」と母経由で本児の反応を伺うことができた。また母の電話の内容から、本児がかなり根を詰めてすごく頑張っているのを聞いたので、その内容をもって＜お母さんから電話で聞いたけれど、とても頑張っているんだね＞ということと＜無理していないかな、無理しないで過ごしてね＞という内容にした。その後、児相との合同面接をしようとなった。合同面接を設定した日に本児から直接私にお電話があった。話が前後してしまうが、本児はずっと発熱が続いていて、なかなか学校に行けないという話があったのですが、すでにその時は合同面接の日にちを設定していたが、約束の日に本児から直接私に電話がかかってきた。合同面接のキャンセルのお電話だった。「今日はちょっと熱が出て」というので＜体調大丈夫？＞と尋ねた。その時は「はい、ちょっと学校に行けてなくて」とか「だるい」とかそういうお話があったが「お手紙ありがとうございました」とお礼のことばがあった。また本児から「熱がなかなか引かなくて」「つらい」「しんどい」というふうなことばを私に伝えることができた。私も＜それはしんどいよね＞とか＜とにかく安心して過ごせるようにね＞とお伝えした。またこのような状況であるにもかかわらず、せつかく本児から直接電話頂けたので、私の方から今後電話で直接本児とやりとりをさせてもらえないかと提案をしたら、本児より快諾頂いた。やっと本児とお電話でのやりとりになった。こういう形で本児と母と、本当にささやかなやりとりですけど、本児と母との関係性を作っているところである。

### 3. 課題・成果（イシュー・ポイント）

成果：現在も定期的に関係機関カンファレンスを行い情報共有および支援方針について確認を図っている。また母との関係が切れないよう、定期的な連絡を入れている。弟とは定期的な面接を通して関係構築ができています。

課題1：本児と児家センの関係は、心理支援がメインであったが、高校卒業後の支援を考えるとソーシャルワーカーとの関係性を構築する必要があるが、アプローチ方法としてどのようなことが考えられるか

課題2：このケース全体で関わりの工夫や改善点等についてご意見を伺えれば。

斎藤氏より

今回の事例は、お母さんが支援者と繋がることに拒否感がないという点がポイントである。精神疾患事例については、未受診が多く、そこにヤングケアラーが集中しているということを踏まえると、この事例は連携の可能性はある。

18歳以降、生活拠点は多様化・分散化する。社会的養護とヤングケアラーを単純に比較することはできないが、違いの一つとして、ヤングケアラーにとって「離家」が大変難しいという点がある。この事例の場合、本人が離家を考える場合、弟へのケアの移動にかかわる不安が考えられるし、責任感が強いヤングケアラーほど離家が難しくなる。進路指導の際に、離家にかかわる見通しをどういうふうに立てられるかが重要になる。この点にかかわって、お母さんへのケア、治療の見通しという家族丸ごと支援の視点でのかかわりが重要。また、居住支援団体とのつながりなども、彼の自立を支える重要なポイントになる。お金、居場所、住まいという3点セット。

ケアラー支援という視点から、お母さんが自分自身の人生を生きるための支援をどう構想できるか。子供に軸足を置いて支援を考えると、親役割を絶対視してしまうところがある。親が親であっても自分自身の人生を生きていけるっていうところも視野に入れて、お母さん自身の生活や人生にかかわって、話を聞く・寄り添うという点が重要である。そういう姿が見えれば、子供も安心して自立することができる。子供の自立と親の自立はセットで考える必要がある。

中村氏より

今回の事例では、ヤングケアラーだけではない視点、「家族丸ごと支援」という視点がポイントなる。しかし、あくまでもヤングケアラーについての気づきは学校であったり、先生方とか友達だったり、地域が大きい。

ケースを考えていくときに陥りやすいところで、「困った人」と「困っていた人」という考え方を持つように。事例のお母さんも多分自分が精神疾患を持っていることで、いろんな面で、多分夫婦関係も含めて「困っていた」ことがいっぱいあったんだと思う。ただそういう中で、自分でうまく整理ができない、ちゃんと応答できないってことで、最初の発見になったと思う。今日の報告だと、役所が発見するということは、多分この人は「困った人」として認知されている、極端に言ったら、子どもに対するネグレクトという視点で発見されているのではないかと。「困った人」という入り方をしちゃうと、多分本人が心を閉ざすのは当たり前だと思う。

たまたま今回、この方は医療にも繋がることを拒否する方じゃなかったのが良かったが、普通はそういうふうにはならない。自分のその今ある行為とか実態だけを捉えて発見されたら、普通は多分拒否したり敵対心を持ったりするのが当たり前。今回は、関係者の方々がうまく入ってくれているので、いいアプローチをしている。お母さんは精神疾患であるので、病院のドクターやPSW、SWなど様々な人が関わっていたはず。その人が病気のことだけではなく生活のことなどに気づいてないのではないかと。一方、子供の側から言ったら、「困っている」ときに、学校や関係者の人たちが多分気づいてなかったのではないかと。そして、最終的にはネグレクトでの加害者と被害者としての立場で入ってきたのではないかと。

私達がケアラー支援を進める中で、専門職や地域も含めて様々な方が、ヤングケアラーをまず理解していく、そしてそれがお手伝いであっても、どうなんだろうと気

づき関わっていく視点を持っていかないと駄目。そうでなければ、1回「困った人」にならなければ支えてもらえない。でも1回そっちに行ったら上がるのは大変。今回も最初の発見が役所だったので、役所に行く前の段階の、本人が自分でわからないながらも「困ってる」状態のときに、各関係機関や専門職が関わっていればよかったと思う。そのためには地域全体での気づきの関係づくりが重要になる。社協の方で修学資金の貸付とかをしているのですが、子供に対して、入学金や学費とか生活費をお貸しするのですが、卒業後の負担感というのかなり大きくて、卒業後の本人のモチベーション低下に繋がっているところもある。そういう面も踏まえ、どういうふうにそれをうまく活用していくのかも考えないといけない。一つのケースを通して地域の民生委員・児童委員であったり、社協であったり、行政など、本人の進路を含めて考えていけるような地域づくりのための条例ができたら良い。条例は、行政の役割とか、関係機関の役割とか専門職の役割っていうのが整理されるわけだから、条例化を進める意義はある。神戸では「若者ケアラー」を18歳から30ぐらいとして重要なステージとして支援を行っている。北海道でも条例ができたが、条例の中でケアラーとヤングケアラーだけじゃなくて、若者ケアラーのステージをちゃんと入れ込んだ条例に、来年以降検討していきたい。

橋本氏より

中村さんの話の中で、ケアが必要な人のための法制度はあるけれども、ケアを支援しているケアラーを支援するための法律がないというのは、まさにその通り。早くそのことに気づいたので北海道では条例もできたし計画もでき、新たなリソースが生まれている。

斎藤先生の助言のとおり、ケアラーにも、ケアを必要としている人にも、それぞれ夢や希望を持ってもらうにはどうしたらいいか。それが多分「家族丸ごと支援」ということ。その辺のことが、今日はある程度明らかになったと思う。

以上